

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 告示	
○ 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件	一五〇
○ 指定納付受託者を指定した件	一五〇
○ 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	一五〇
○ 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件	一五〇
○ 生活保護法により指定を受けた施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった件	一五〇
○ 生活保護法により指定を受けた施術者の開設している施術所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件	一五〇
○ 道路の供用を開始する件	一五〇
公 告	
○ 随意契約の相手方を決定した件	一五〇
福 島 県 議 会	
○ 福島県議会情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件	一五〇
福 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長	
○ 公金の収納の事務を委託した件	一五〇
福 島 県 警 察 本 部	
○ 一般競争入札を行う件	一五〇
福 島 県 告 示 第 三 百 九 十 八 号	
競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該競争入札	

告 示

に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和四十一年福島県告示第五十九号）の一部を次のように改正し、令和四年五月三十一日から施行する。

令和四年五月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

第四の第一号(ア)中「した者」の下に「及び建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成三十一年国土交通省告示第四百六十号）第三条第二項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準（以下単に「能力評価基準」という。）により評価が最上位の区分に該当する者」を加える。

第四の第一号(イ)中「又は他」を「他」に改め、「受けた者」の下に「又は登録基礎ぐい工事試験若しくは登録解体工事試験に合格した者及び能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者」を加える。

第四の第一号(イ)中「若しくはハ又は同法第十五条第二号ハ」を「又はハ」に改める。

第四の第一号(イ)中「及びb」を次のように改める。

a 建設業法施行規則第十八条の第三項第二号イに該当する者、登録経理試験の二級試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの、登録経理講習の一級講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの及び建設業法施行規則第十八条の第三項第二号二の同号イからハまでに掲げる者と同法以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者を定める告示（令和二年国土交通省告示第千六百十号）第一号、第三号又は第五号に掲げる者

b 登録経理試験の二級試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して五年を経過しないもの、登録経理講習の二級講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの及び建設業法施行規則第十八条の第三項第二号二の同号イからハまでに掲げる者と同法以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者を定める告示（令和二年国土交通省告示第千六百十号）第二号又は第四号に掲げる者であつて、aに掲げる者以外の者

第四の第一号(イ)に次のように加える。

コ 次に掲げる審査対象年又は直前事業年度終了日以前三年間の知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況

(7) 直前事業年度終了日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、直前事業年度終了日以前一年間に、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者（以下「技術者」という。）が取得したCPD単位の合計数を、技術者の数で除した数値

(4) 直前事業年度終了日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、直前事業年度終了日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、

直前事業年度終了日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より一以上上位であった者の数を、直前事業年度終了日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、直前事業年度終了日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であつて、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を減じて得た数で除した数値

(入札監理課)

福島県告示第三百九十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、福島県自動車税種別割クレジットカード収納業務に係る指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和四年五月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定納付受託者の名称及び所在地
株式会社東邦カード 福島県福島市大町四番四号
株式会社東邦クレジットサービス 福島県福島市大町四番四号
- 二 指定納付受託者に指定した日
令和四年四月一日

(税務課)

福島県告示第四百号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年五月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

名	称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひのき薬局		会津若松市千石町五一―四	令和四年三月 二二日
ウイル訪問看護ステーション会津		会津若松市旭町六一―二七	同 年四月 一日

(社会福祉課)

福島県告示第四百一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

令和四年五月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
久郷 純矢	栃木県那須烏山市藤田六七―七八	矢祭げんき整骨院	東白川郡矢祭町大字東館字館本九―一	令和四年三月 一六日

(社会福祉課)

福島県告示第四百二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があつた。

令和四年五月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
			変 更 前	変 更 後
安藤 卓	須賀川市緑町一二八	あすな接骨院	須賀川市北横田字弘法壇九七―一	須賀川市緑町二二八

(社会福祉課)

福島県告示第四百三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残

留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。
 令和四年五月三十一日
 福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	変更前	変更後	変更前	変更後
深沢 友紀	須賀川市森宿 字関表九〇一	KEIRO W須賀川ス テーション	erl Muske 鍼灸院	須賀川市北 上町五三一	須賀川市森 宿字関表九 〇一一
		名 称		所 在 地	

(社会福祉課)

福島県告示第四百四号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で令和四年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和四年五月三十一日
 福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道上名倉飯坂伊達線	福島市町庭坂字堰ノ内一六番一地 先から 同 市町庭坂字堰谷地二六番地先 まで	令和四年六月一日

(道路計画課)

公 告

公告第137号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年5月31日

福島県知事 内堀雅雄

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県危機管理部危機管理総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 随意契約に係る契約金額
89,100,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(災害対策課)

福島県議会

公告第一号

福島県議会情報公開条例（平成十三年福島県条例第三十六号。以下「条例」という。）第三十三条の規定により令和三年度における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和四年五月三十一日

福島県議会議長 渡辺 義 信

- 1 公文書の開示請求の件数 5件
- 2 公文書の開示の決定等の状況
- (1) 決定等の状況

(単位 件)

区	分	件	数
開	全	示	2
	一	部	示
示	小	計	4
	不	開	示
うち		公文書の存在	1
請求		の取下げ	0
却		下	0
合		計	5

注 「請求」とは、条例第6条の規定による公文書の開示の請求をいう。
(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第8条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合	計
--------------------	------	-----	---	---

第1号 (法令秘密情報)	0	0	0	
第2号 (個人情報)	2	0	2	
第3号 (事業情報)	0	0	0	
第4号 (犯罪捜査等情報)	0	0	0	
第5号 (審議、検討等情報)	0	0	0	
第6号 (事業執行過程情報)	0	0	0	
第7号 (議会の会派又は議員の活動に関する情報)	0	0	0	
合	計	2	0	2

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示（公文書の不存在を除く。）の決定件数の合計と一致しない場合がある。
3 審査請求に対する裁決等の状況
行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき審査請求に対する裁決等の状況は、次のとおりである。

(単位 件)

審 査	請 求	裁				決		取下げ	審理中
		却下	棄却	認容	一部認容	小計			
前年度からの繰越	当該年度中にあった新規件数	0	0	0	0	0	0	0	0

(総務課)

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、

公金の収納の事務を令和四年四月一日次のとおり委託した。
令和四年五月三十一日

福島県教育委員会教育長 大沼博文

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県立西郷支援学校における作業学習製品販売代金収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
1 (一) 名称 株式会社築市白河
所在地 福島県白河市本町二番地
2 (一) 名称 千駒酒造株式会社
所在地 福島県白河市年貢町十五番地一
3 (一) 名称 菊地 蘭子
所在地 福島県白河市巡り矢七十五番地一
2 (二) 所在地 福島県白河市巡り矢七十五番地一
- 三 収納の事務を委託する期間
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

福島県警察本部

(特別支援教育課)

福島県警察本部公告第56号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける自動車保管場所証明電子化システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年5月31日

福島県警察本部長 児嶋洋平

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 自動車保管場所証明電子化システム機器 一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、システム構築・試験、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有し、当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
 - (4) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年6月27日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和4年5月31日(火)から同年7月11日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙40枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和4年7月12日(火)午前10時

(2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年7月11日(月)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products for lease: Electronic System Equipment for Vehicle Parking Space Certificate, 1 set (including delivery, installation, installing, setting, adjustment, transition, formulation and tests of the system, maintenance, removal, etc.)

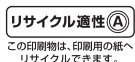
(2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 12 July 2022

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 11 July 2022

(4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho,

Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県報株式会社
印刷所 第一印刷